

知的障害援助専門員養成通信教育実施規程

昭和 45 年 4 月 1 日	制 定
昭和 50 年 8 月 27 日	改 正
昭和 52 年 5 月 17 日	改 正
昭和 53 年 11 月 24 日	改 正
昭和 54 年 5 月 29 日	改 正
昭和 55 年 5 月 28 日	改 正
昭和 58 年 3 月 8 日	改 正
昭和 59 年 2 月 29 日	改 正
平成 2 年 4 月 1 日	改 正
平成 3 年 5 月 14 日	改 正
平成 9 年 5 月 7 日	改 正
平成 10 年 5 月 6 日	改 正
平成 12 年 2 月 25 日	改 正
平成 15 年 12 月 24 日	改 正
平成 18 年 8 月 22 日	改 正
平成 24 年 5 月 17 日	改 正
平成 25 年 4 月 1 日	改 正
平成 31 年 3 月 14 日	改 正
令和 5 年 12 月 14 日	改 正

■ 目 的

第 1 条 公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）は、主として知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所において知的障害児・者の支援・援助にあたる専門職員の養成を目的とした通信教育を実施するため、この規程を定める。

■ 名 称

第 2 条 この通信教育は、知的障害援助専門員養成通信教育（以下「本通信教育」という）という。

■ 委 員 会

第 3 条 本通信教育は、委員会設置規程に基づき人材育成・研修委員会（以下「本委員会」という）が企画・運営する。

■ 対 象

第 4 条 受講対象者は、別に定める教育課程又は知的障害を理解するための基礎講座を修了するとともに知的障害福祉の実務経験のあるものとする。

■ 受講定員

第 5 条 受講定員は 4 5 0 名とする。

■ 履修期間

第 6 条 履修期間は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。
2. 履修延長については別に定める。

■ 履 修

第 7 条 履修は、テキスト学習並びにスクーリングにより行うものとする。
2. 別に定める修了判定により全ての教科目を修了した者には、修了証書を交付する。

■ 講 師

第 8 条 講師は、本委員会が推薦し、本会の会長が委嘱する。

■ 諸 則

第 9 条 本規程の細則に関する事項については、別に定める。
2. 本規程を改正または廃止しようとするときは、本会の理事会の承認をうけなければならない。

知的障害援助専門員養成通信教育実施規程の細則を次のとおり定める。

■ 受講対象者

第1条 受講対象者は、以下の者とする。

- (1) 学校教育法に基づく大学・短期大学卒業者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で1年以上その業務に従事した者。
- (2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程【修業年限2年以上のものに限る】(専門学校) 卒業者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で1年以上その業務に従事した者。
- (3) 学校教育法に基づく高等学校卒業者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で2年以上その業務に従事した者。
- (4) 学校教育法に基づく専修学校の高等課程(高等専修学校) 卒業者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で2年以上その業務に従事した者。
- (5) 本会が実施する「知的障害を理解するための基礎講座」の修了者で、人材育成・研修委員会が定める施設・事業ならびに職種で2年以上その業務に従事した者
- (6) 知的障害援助専門員養成通信教育(平成12年度以降)を受講した者で、未修了の者。

■ 受講手続き

第2条 受講希望者は、所定の手続きを完了し、別に定める受講料を納入しなければならない。

■ 教科目

第3条 教科目については別に定める。

■ テキスト学習

第4条 受講者は、所定の期日までに全教科について、レポートを本委員会に提出し、評価を受けなくてはならない。

■ スクーリング

第5条 受講者は、全教科目についてスクーリングに出席し、試験を受けなければならない。

■ 修了判定

第6条 修了の判定は、各教科ごとにスクーリングの出席とレポート及び試験の成績評価により行う。

- 2 スクーリングに出席しない教科目については、成績評価を受けることができないものとする。
- 3 成績評価の結果、不合格となった教科目が2科目以内の場合は、その教科目のレポートを提出し、再評価を受けることができる。但し、再評価は、教科目ごとに1回を限度とする。
- 4 再評価を受ける者は、再評価料を納入しなければならない。

■ 履修期間の延長

第7条 次に定める者が本委員会の履修期間の延長を申請した場合は、その履修期間の延長を認めるものとする。

- (1) 修了できなかった教科目が4科目以内である者。
- (2) 修了できなかった教科目が5科目以上である者で、その理由が病気等による者又は本委員会がそれに準ずる者として認めた者。

- 2 履修の延長は1年を限度とする。
- 3 履修期間を延長した者は、修了できなかった教科目を履修し、修了判定を受けなければならない。但し、前年においてスクーリングに出席したものについては、レポート提出によって成績評価を受けることができるものとする。
- 4 履修期間を延長した者は、成績評価の結果、不合格となった教科目について再評価を受けることができないものとする。
- 5 履修期間を延長する者は、履修延長料を納入しなければならない。

■ 受講料

第8条 受講料、再評価料及び履修延長料については別に定める。

■ 別表1

教科目

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ①知的障害者福祉総論 | ⑥知的障害者の医療 |
| ②知的障害者援助技術 | ⑦知的障害者の生活支援 |
| ③事例研究 | ⑧障害福祉事業のマネジメント |
| ④知的障害を伴う自閉症スペクトラム | ⑨知的障害を伴う併存症（重複障害） |
| ⑤知的障害者の心理 | |

■ 別表 2 実務経験該当施設・事業所および該当職種

根拠法		施設・事業の種類	職種
児童福祉法	通所支援 障害児	児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所	直接対人援助業務を行っている専任の職員 児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 相談支援専門員
	入所支援 障害児	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	
	相談支援 障害児	障害児相談支援事業所	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター		直接対人援助業務を行っている専任の職員 相談支援を担当する職員 発達支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練（機能・生活・宿泊型） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 共同生活援助	直接対人援助業務を行っている専任の職員 生活支援員 就労支援員 職業指導員 サービス管理責任者 サービス提供責任者 相談支援専門員
		障害者支援施設	
		支相談 一般相談支援事業（基本相談支援及び地域相談支援） 特定相談支援事業（基本相談支援及び計画相談支援）	
		支地域生活 市町村地域生活支援事業 都道府県地域生活支援事業	
雇用促進等の法律に関する障害者の	就業・生活支援センター		直接対人援助業務を行っている専任の職員 主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者施設「のぞみの園」		直接対人援助業務を行っている専任の職員
※右記に掲げる施設・事業は、既に過去において、受託資格に該当するものがないことを確認している。	知的障害者福祉工場 心身障害児総合通園センター 児童デイサービス事業 重症心身障害児（者）通園事業 障害児（者）地域療育等支援事業 知的障害者生活支援事業 知的障害者援護施設 （知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者小規模通所授産施設・知的障害者通勤寮） 児童福祉施設（障害児施設支援） （知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設） 相談支援事業 共同生活介護		直接対人援助業務を行っている専任の職員 児童指導員 保育士 生活支援員 指導員 ケースワーカー 作業指導員 職業指導員 生活支援ワーカー コーディネーター 相談支援専門員
人材育成・研修委員会が個別に認めた施設・事業所			直接対人援助業務を行っている専任の職員・ 医師・保健師・看護師・理学療法士・ 作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・ 社会福祉士・施設長・管理者

※非常勤職員の場合は、正職員と比べて 3/4 以上勤務している直接援助業務に携わる者を対象とする。

■ 別表 3

受講料、再評価料および履修延長料

受講料	会員施設	—	66,000 円
	一 般	—	69,300 円
再受講料	会員施設	—	52,800 円
	一 般	—	56,100 円
再評価料	(1教科)	—	2,200 円
履修延長料	(1教科)	—	3,300 円